

12月の無料相談

※祝日、年末年始は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	21日(水)	13:30~15:30	ふれあいセンターながみね(☎830-5600)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	6日・13日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部(☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専門相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	1日・15日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne”(☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	13日(火)	10:00~12:00		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	16日(金)	14:00~16:00	土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人精神)	6日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター(☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		10日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	9日・16日(金)	13:00~16:00	日曜休館	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターから

通信販売…

いつのまにか定期購入に!?

消費生活センター(☎823-3928)

《相談事例》

新聞広告を見て通常価格よりもお買得になっていたの
で、試してみたいと思い健康食品を注文した。数日後代
引きで届き、代金を支払って商品を受け取った。1か月
後にも同じ商品が届いた。注文時に気づかなかつたが定
期購入になっていたようだ。仕方なく今回の代金を支
払った。次回以降は解約したい旨を業者に連絡したが、
電話がつかまらない。どうすればよいか。

《アドバイス》

広告では、「お試し価格」、「初回〇円」、「送料のみ」
などの表示が強調されている一方、定期購入であること
は小さい文字で表示されている場合があります。そのた
め、定期購入とは認識せず1回限りの購入だと思ってい
たところに、2回目の商品が届いて初めて定期購入であ
ることに気づくケースが多くみられます。

相談事例では、電話がつかまらないとのことであり、
解約したい旨を文書で出すようにと助言しました。後日、
相談者から、業者から電話があり次回以降の解約をでき
たと連絡がありました。

☆トラブルにならないために

- ① 広告に定期購入が条件になっていないかなど、契約の
内容を確認しましょう。
- ② 商品を注文する前に、定期購入期間内の解約は可能か、
解約の申し出先や方法(電話なのかメールなのか)など
も確認しておきましょう。

困った時には、消費生活センターに相談しましょう。